

添付資料 2

**国立循環器病研究センター移転建替整備事業
落札者決定基準**

平成27年3月

国立循環器病研究センター

【目次】

1	総則	1
	(1) 落札者の決定方法	1
	(2) 移転建替整備事業（設計・施工一括発注方式）の事業者選定に係る委員会	1
	(3) 落札者の決定までの手順.....	2
	(4) 結果の公表	4
	(5) 落札者を決定しない場合の措置.....	4
2	第一次審査（資格審査）	5
3	第二次審査（基礎審査）	8
5	第二次審査（提案審査）	8
6	入札／開札	9
7	総合評価	9

別表 1 技術提案評価項目及び配点

1 総則

(1) 落札者の決定方法

国立循環器病研究センター（以下、「本センター」という。）は、国立循環器病研究センター移転建替整備事業（以下、「本事業」という。）の実施において、デザインビルド方式を採用することにより、設計業務、建設工事を一体的に実施し、本事業が効率的かつ効果的に実施されることを期待している。

本センターは、本事業の落札者として、本事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、病院及び研究所の設計及び建設に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するため、本事業の落札者を技術提案評価型総合評価落札方式により決定する。

この「国立循環器病研究センター移転建替整備事業落札者決定基準」（以下、「本基準」という。）は、本センターが、技術提案評価型総合評価落札方式により落札者を決定するための基準を示すものである。

(2) 移転建替整備事業（設計・施工一括発注方式）の事業者選定に係る委員会

技術提案評価型総合評価落札方式により落札者を決定するにあたり、学識経験者、本センター職員で構成する、「移転建替整備事業（設計・施工一括発注方式）の事業者選定に係る委員会」（以下、「審査委員会」という。）の審議を経るものとする。

審査委員会の委員は、以下の通りである。

内藤 博昭（委員長）	国立循環器病研究センター 病院長
山下 哲郎	工学院大学 建築学部 建築学科 教授
丹生谷 美穂	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー
竹山 健二	国立循環器病研究センター 監事
妙中 義之	国立循環器病研究センター 研究開発基盤センター長
藤田 知之	国立循環器病研究センター 心臓外科部長
斯波 真理子	国立循環器病研究センター 病態代謝部長
伊藤 文代	国立循環器病研究センター 看護部長
原口 亮	国立循環器病研究センター 情報基盤開発室長
塚前 護	国立循環器病研究センター 企画経営課長
幸田 卓巳	国立循環器病研究センター 営繕専門職

(3) 落札者の決定までの手順

落札者の決定までの手順は以下の通りである。

表 落札者決定までの手順

	実施項目	実施内容
①	第一次審査（資格審査）	<ul style="list-style-type: none">・ 本センターは、各応募者から提出された競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料をもとに、競争参加資格の具備、業務を担当する企業の実績等について確認する。・ 競争参加資格が確認できない場合は失格とする。
②	第二次審査（基礎審査）	<ul style="list-style-type: none">・ 本センターは、各応募者から提出された技術提案書について、その内容が国立循環器病研究センター移転建替整備事業要求水準書に示す要求水準を満たしているかどうかを確認する。・ 技術提案書の内容が要求水準を満たさない場合は失格とする。
③	入札	<ul style="list-style-type: none">・ 本センターは、基礎審査通過者を対象に入札を執り行う。
④	第二次審査（提案審査）	<ul style="list-style-type: none">・ 審査委員会は、各応募者の提案内容を審査し、本基準に基づき評価点を算出し、本センターに報告する。・ 審査の過程で必要と認める場合、技術提案書の内容を確認するために、ヒアリングを実施する。
⑤	開札	<ul style="list-style-type: none">・ 本センターは、第二次審査（提案審査）後、開札を行う。開札後、入札価格を本基準に基づき評価点へ換算する。・ 予定価格を上回る金額を入札した応募者は失格とする。
⑥	総合評価	<ul style="list-style-type: none">・ 本センターは、④と⑤の結果から、算出式に従い、総合評価点を算出し、確定する。
⑦	落札者の決定	<ul style="list-style-type: none">・ 本センターは、⑥の結果を受けて、落札者を決定する。

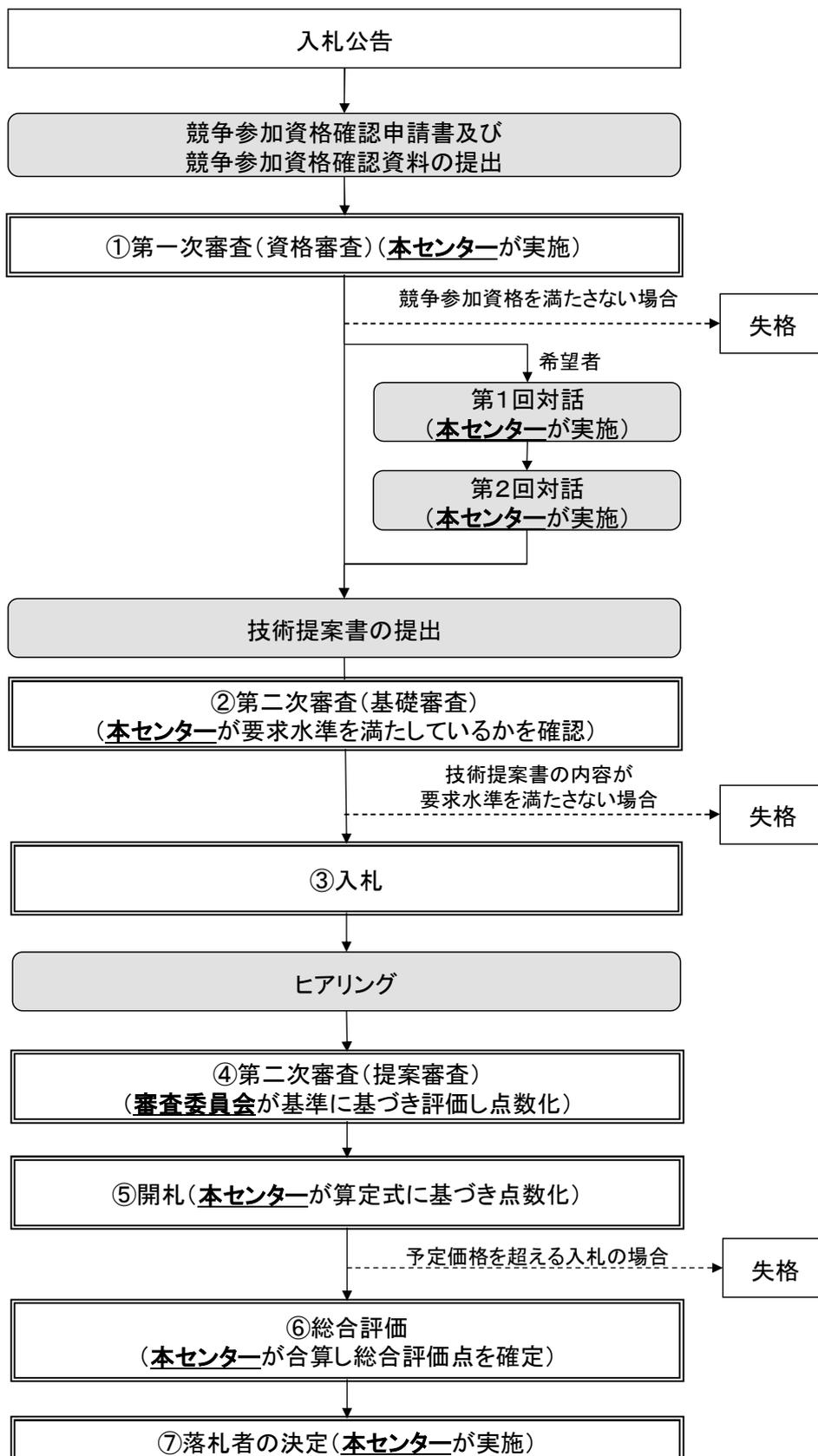


図 落札者決定までの流れ

(4) 結果の公表

本センターは、落札者を決定した場合、その結果を本センターホームページ等により公表する。

(5) 落札者を決定しない場合の措置

本センターは、事業者の募集及び落札者の決定において、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も事業目的の達成が見込めない等の理由により、本件事業を実施することが適当でないと判断した場合には、落札者を決定せず、この旨を速やかに公表する。

2 第一次審査（資格審査）

第一次審査（資格審査）では、各応募者から提出される競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を基に、応募者が競争参加資格を満たしているか否かを確認する。第一次審査（資格審査）は本センターが実施し、競争参加資格が確認できない場合は失格とする。第一次審査（資格審査）における確認内容は以下の通りとする。

表 第一次審査(資格審査)の確認内容

区分	項目
共通	(ア) 独立行政法人国立循環器病研究センター契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第6条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
	(イ) 契約細則第7条の規定に該当しない者であること。
	(ウ) 次の a、b 又は c のいずれかに該当する場合は参加できない。 a. 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。 b. 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。なお、期間等については、独立行政法人国立循環器病研究センター総長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。 (a) 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。 (b) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。 (c) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。 (d) 監督又は検査の実施に当たり職員及び総長が委託した者の職務の執行を妨げた者。 (e) 正当な理由なく契約を履行しなかった者。 (f) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、bの一定期間を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。 (g) 前各号に類する行為を行なった者。 c. bに該当する者を入札代理人として使用する者。
	(エ) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
	(オ) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人 国立循環器病研究センター総長から指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
	(カ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
	(キ) 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。 ①生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険⑥雇用保険 注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

	<p>(ク) 審査委員会委員と資本面又は人事面において関連がある者。資本面又は人事面において関連がある者とは、次の者をいう。</p> <p>a. 審査委員会委員が発行済み株式数の 50%を超える株式を有している企業又はその出資総額の 50%を超える出資をしている企業</p> <p>b. 審査委員会委員が役員となっている企業</p>
	<p>(ケ) 本事業に係る基本設計業務に関与している株式会社佐藤総合計画（東京都墨田区横綱 2-10-12）（その協力企業を含む）、若しくは、これらの者と資本面又は人事面において関連がある者。資本面又は人事面において関連がある者とは、次の者をいう。</p> <p>a. 株式会社佐藤総合計画（その協力企業を含む）の発行済み株式数の 50%を超える株式を有している者又はその出資総額の 50%を超える出資をしている者</p> <p>b. 当該応募者の代表権を有する役員が、株式会社佐藤総合計画（その協力企業を含む）の代表権を有する役員を兼ねている者</p>
	<p>(コ) 本事業に係るアドバイザー業務に関与している者若しくはこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者。資本面又は人事面において関連がある者とは、次の者をいう。</p> <p>a. 「アドバイザー業務に関与している者」の発行済み株式数の 50%を超える株式を有している者又はその出資総額の 50%を超える出資をしている者</p> <p>b. 当該応募者の代表権を有する役員が、「アドバイザー業務に関与している者」の代表権を有する役員を兼ねている者。</p> <p>なお、アドバイザー業務に関与している者とは、次の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社三菱総合研究所 東京都千代田区永田町 2-10-3 ・ 株式会社共同建築設計事務所 東京都新宿区三栄町 9-9 ・ 株式会社プラスPM 大阪市北区西天満 2-8-5 ・ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 東京都千代田区内幸町 2-2-2
設計	<p>a. 厚生労働省における平成 25・26 年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の A 等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。</p> <p>b. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>c. 2004 年度以降に業務が完了した、以下の実施設計実績を有すること。</p> <p>(a) 一般病床数が 400 床以上の病院の実施設計</p> <p>(b) 動物実験及び飼育施設を有する延べ面積が 5,000 m²を超える研究施設等の実施設計</p>
建設	<p>a. 厚生労働省から近畿ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、近畿ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）</p> <p>b. 厚生労働省から近畿ブロックにおける「建築一式工事」において A 等級に属していること。また、a の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に近畿ブロックにおける「建築一式工事」において A 等級に属していること。</p> <p>c. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、土木一式工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>d. 2004 年度以降に竣工した、以下の建設実績を有すること。</p> <p>(a) 一般病床数が 400 床以上の病院の建設</p> <p>(b) 動物実験及び飼育施設を有する延べ面積が 5,000 m²を超える研究施設等の建設</p> <p>e. 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本事業に専任で配置できること。</p> <p>(a) 2004 年度以降に、d (a) 又は(b)を満たす完成・引渡し完了した工事で元請としての経験を有する者であること。</p> <p>(b) 一級の建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。</p>

	<p>(c) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>f. 次に掲げる基準を満たす施工担当の専門技術者を本件事業に専任で配置できること。専門技術者とは、監理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。また、各分担業務分野とは、①建築・構造、②機械設備、③電気設備の3分野とする。なお、特定JVの場合は、①はJV代表者に属し、②及び③はJV代表者又はJV構成員に属すること。</p> <p>(a) 2004年度以降に、d (a) 又は(b)を満たす完成・引渡しが完了した工事で元請としての経験を有する者であること。</p> <p>(b) 一級の建築施工管理技士、一級建築士又は同等の資格を有する者であること。</p>
--	--

3 第二次審査（基礎審査）

第二次審査（基礎審査）では、各応募者から提出された技術提案書の内容について、その内容が国立循環器病研究センター移転建替整備事業業務要求水準書に示す要求水準を満たしているかどうかを確認する。

第二次審査（基礎審査）は本センターが実施し、技術提案書の内容が要求水準を満たさない場合は失格とする。

4 入札

本センターは、第二次審査（基礎審査）通過者を対象に入札を執り行う。

5 第二次審査（提案審査）

第二次審査（提案審査）では、各応募者から提出された技術提案書の内容について、「別表1 技術提案評価項目及び配点」に基づき審査委員会が審査し、各応募者の技術提案評価点（150点満点）を算出する。

技術提案評価項目のうち、「1. 業務実施方法に関する提案」、「2. 機能向上に関する提案」に係る採点の方法は下表のとおりである。なお、算出の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表 採点の方法(別表1の技術提案評価項目のうち、「1. 業務実施方法に関する提案」、「2. 機能向上に関する提案」)

評価ランク	採点方法	採点基準
A	配点×1.0	優れた提案である
B	配点×0.7	やや優れた提案である
C	配点×0.4	標準的な提案である
D	配点×0.0	評価できる提案がない

技術提案評価項目のうち、「3. 実績」に係る採点の方法は下表のとおりである。なお、算出の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表 採点の方法(別表1の技術提案評価項目のうち「3. 実績」)

評価ランク	採点方法	採点基準
A	配点×1.0	別表1に記載のとおり
B	配点×0.8	別表1に記載のとおり
C	配点×0.6	別表1に記載のとおり
D	配点×0.4	別表1に記載のとおり
E	配点×0.0	別表1に記載のとおり

審査委員会は、技術提案書の内容を確認するために、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

6 開札

第二次審査（提案審査）後、本センターは開札を行い、各応募者の入札価格を次式に従って入札価格評価点に換算する。得点化の際は、小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。

なお、予定価格を上回る金額を入札した応募者は失格とする。

$$\text{応募者 A の入札価格評価点} = \text{応募者中の最低入札価格} \div \text{応募者 A の入札価格} \times 350 \text{ 点}$$

7 総合評価

総合評価では、技術提案と入札価格の二つの面から評価を行う。総合評価点は、5 及び 6 にて算出した、技術提案評価点と入札価格評価点を用いて、以下の式により算出し、本センターは最も総合評価点が高い応募者を落札者として選定する（総合評価の結果が同点となった場合には、くじ引きにより落札者を選定する）。

$$\text{総合評価点} = \text{技術提案評価点（満点 150 点）} + \text{入札価格評価点（満点 350 点）}$$

別表1 技術提案評価項目及び配点

1. 業務実施方法に関する提案

大項目	中項目		小項目		評価の視点	様式	
	配点		配点				
業務全体	42	基本設計に対する理解と業務の実施方針	12		12	基本設計の理念を理解して、設計業務において、適切に発注者の意向を踏まえた対応ができるか(基本設計意図の尊重、発注者ニーズの適切な反映、コスト超過を起こさないための方策が具体的かつ的確に提案されている場合に高く評価する。)	4-2
		発注者等とのコミュニケーション	18	発注者とのコミュニケーション方法	12	発注者とのコミュニケーション方法が的確で具体性があるか(設計から施工までのスムーズなコミュニケーション方法、発注者と意思疎通するための方法が、具体的かつ的確に提案されている場合に高く評価する。)	4-3
				医師・職員向け、地域向けの病院建設に関する広報活動	6	医師・職員向け、地域向けの広報活動が的確で具体性があるか(施設情報、現場見学会、工事情報など適切な情報発信方策が具体的かつ的確に提案されている場合に高く評価する。)	4-4
		工程管理	12	工程管理	3	遅延のない適切な工程管理ができるか。(工程の実現性、工程管理方法の具体性)	4-5-1
				事業期間短縮	9	基本設計にて示されたスケジュールに対して、事業期間(設計業務～建設工事)が短縮できるか(短縮期間が長いほど高く評価する。)	4-5-2
設計業務	9	ランニングコスト削減	9	ライフサイクルでの施設維持管理費(維持管理費、修繕費)の削減	5	施設維持管理費について、削減額が大きく、具体的方策が示されており、実現性が高いか	4-6
				ライフサイクルでのエネルギーコストの削減	4	エネルギーコストについて、削減額が大きく、具体的方策が示されており、実現性が高いか	4-7
建設工事	9	品質管理及び施工精度	3		3	施工中の品質管理方策(品質管理体制、定期的な内部監査方法等)や、施工精度を確保するための方策等、品質管理に資する有効な方法が提案されているか。	4-8
		施工中の安全対策、騒音対策	3		3	建設地の周辺住民や駅利用者配慮した対策ができていないか	4-9
		完成後の設備機器の調整	3		3	完成後の設備機器が供用後に所定の機能を果たすための調整作業等について対策ができていないか	4-10
合計	60		60		60		

2. 機能向上に関する提案

大項目	中項目		小項目		評価の視点	様式	
	配点		配点				
本センターの機能向上	50	診療機能の向上に資する提案	10		10	センターの現状を踏まえて、診療機能の更なる向上、成長と変化への対応等に資する提案があるか	5-2
		看護機能の向上に資する提案	10		10	センターの現状を踏まえて、患者アメニティ、医療安全、業務生産性等、センターの看護機能、療養環境の向上等に資する提案があるか	5-3
		研究機能の向上に資する提案	10		10	センターの研究環境を踏まえて、研究レベルの向上、等に資する提案があるか	5-4
		オープンイノベーションセンター機能の整備に資する提案	10		10	センターが目指す研究開発拠点の役割である、オープンイノベーションセンター機能の整備に資する提案があるか。	5-5
		本センター全体の機能向上に資する提案	10		10	その他、本センター全体の機能、性能向上に資する提案があるか	5-6
その他	10	その他	10		10	その他意欲的かつ有効な提案があるか	5-7
小計	60		60		60		

3. 実績

大項目	中項目		評価の視点	採点基準	様式		
	配点	配点					
統括マネージャーの実績	5		①統括マネージャーが、デザインビルド事業における事業全体を統括する責任者の実績を有する。 ②統括マネージャーが400床以上の病院の建築工事における現場代理人、または監理技術者の実績を有する ③統括マネージャーが動物実験及び飼育施設を有する5,000㎡以上の研究施設等の建築工事における現場代理人、または監理技術者の実績を有する ④統括マネージャーが公共発注の建築工事における現場代理人、または監理技術者の実績を有する ※複数の候補者を挙げた場合には、候補者別に実績の評価を行い、その平均を当該項目の得点とする。	A	①、②、③、④のうちすべてが満たされている。	6-3	
				B	①と、②③④のうち2つが満たされている。		
				C	①と、②③④のうち1つが満たされている。		
				D	①、②、③、④のうち1つが満たされている。		
				E	①、②、③、④が満たされていない。		
管理技術者と担当者の実績	10	管理技術者の実績	①デザインビルド事業における実施設計業務の管理技術者の実績を有する ②公共発注の施設の実実施設計業務の管理技術者の実績を有する ③400床以上の病院の実実施設計業務の管理技術者の実績を有する ④動物実験及び飼育施設を有する5,000㎡以上の研究施設等の実施設計業務の管理技術者の実績を有する ※複数の候補者を挙げた場合には、候補者別に実績の評価を行い、その平均を当該項目の得点とする。	A	①、②、③、④のうちすべてが満たされている。	6-4	
				B	①と、②③④のうち2つが満たされている。		
				C	①と、②③④のうち1つが満たされている。		
				D	①、②、③、④のうち1つが満たされている。		
				E	①、②、③、④が満たされていない。		
			担当者の実績	①デザインビルド事業における実施設計業務にて担当分野の主担当として従事した実績を有する ②公共発注の施設の実実施設計業務にて担当分野の主担当として従事した実績を有する ③400床の病院の実実施設計業務にて担当分野の主担当として従事した実績を有する ④動物実験及び飼育施設を有する5,000㎡以上の研究施設等の実施設計業務にて担当分野の主担当として従事した実績を有する ※建築、構造、機械、設備の担当者毎に実績の評価を行い、その平均を当該項目の得点とする。 ※同一担当分野で複数の候補者を挙げた場合には、候補者別に実績の評価を行い、その平均を担当分野における担当者の得点とする。	A	①、②、③、④のうちすべてが満たされている。	6-5
					B	①と、②③④のうち2つが満たされている。	
					C	①と、②③④のうち1つが満たされている。	
					D	①、②、③、④のうち1つが満たされている。	
					E	①、②、③、④が満たされていない。	
現場代理人、監理技術者、専門技術者の実績	15	現場代理人の実績	①デザインビルド事業における建設工事において現場代理人又は監理技術者の実績を有する ②公共発注の施設の建設工事において現場代理人又は監理技術者の実績を有する実績を有する ③400床以上の病院の建設工事において現場代理人又は監理技術者の実績を有する実績を有する ④動物実験及び飼育施設を有する5,000㎡以上の動物実験及び飼育施設を有する研究施設等の建設工事において現場代理人又は監理技術者の実績を有する実績を有する ※複数の候補者を挙げた場合には、候補者別に実績の評価を行い、その平均を当該項目の得点とする。	A	①、②、③、④のうちすべてが満たされている。	6-6	
				B	①と、②③④のうち2つが満たされている。		
				C	①と、②③④のうち1つが満たされている。		
			監理技術者の実績	①デザインビルド事業における建設工事において現場代理人又は監理技術者の実績を有する ②公共発注の施設の建設工事において現場代理人又は監理技術者の実績を有する実績を有する ③400床以上の病院の建設工事において現場代理人又は監理技術者の実績を有する実績を有する ④動物実験及び飼育施設を有する5,000㎡以上の研究施設等の建設工事において現場代理人又は監理技術者の実績を有する実績を有する ※複数の候補者を挙げた場合には、候補者別に実績の評価を行い、その平均を当該項目の得点とする。	A	①、②、③、④のうちすべてが満たされている。	6-7
					B	①と、②③④のうち2つが満たされている。	
					C	①と、②③④のうち1つが満たされている。	
			専門技術者の実績	①デザインビルド事業における建設工事にて担当分野において主担当として従事した実績を有する ②公共発注の施設の建設工事にて担当分野において主担当として従事した実績を有する ③400床以上の病院の建設工事にて担当分野において主担当として従事した実績を有する ④動物実験及び飼育施設を有する5,000㎡以上の研究施設等の建設工事にて担当分野において主担当として従事した実績を有する ※建築、機械、設備の担当者毎に実績の評価を行い、その平均を当該項目の得点とする。 ※同一担当分野で複数の候補者を挙げた場合には、候補者別に実績の評価を行い、その平均を担当分野における担当者の得点とする。	A	①、②、③、④のうちすべてが満たされている。	6-8
					B	①と、②③④のうち2つが満たされている。	
					C	①と、②③④のうち1つが満たされている。	
合計	30		30				